

## 中小・小規模事業者の皆さんのキャッシュレス決済導入を支援します

**問** 経済産業省 ポイント還元問い合わせ窓口（中小・小規模事業者向け）  
☎0570-000655 ※午前10時～午後6時 土・日曜日、祝日を除く

10月1日の消費税率引き上げに伴い、令和2年6月30日まで国の事業「キャッシュレス・消費者還元事業」が実施されています。この事業では、対象店舗でキャッシュレス決済（※）をした際、2%または5%分の消費者還元が受けられるほか、中小・小規模事業者に対してはキャッシュレス決済の導入支援が行われます。

登録手続きをまだ済ませていない事業者の皆さんは、この機会にぜひキャッシュレス決済の導入をご検討ください。

❖対象店舗の登録手続きは**令和2年4月30日まで**可能です。

対象店舗はこちらから確認できます。



※キャッシュレス決済…電子的に繰り返し利用できる決済手段であって、クレジットカード決済、電子マネー決済、QRコード決済、モバイル決済などをいいます。

### 【本事業の中小・小規模事業者へのメリット】

- \* 決済端末導入の負担なし！
- \* 決済手数料が実質2.17%以下！
- \* 消費者還元で集客力アップ！
- \* レジ締めなどの業務効率化！



### 市でも電子決済端末の購入補助を行っています (インバウンド受入環境整備事業補助金)

**問** 商工観光課 ☎⑤6773

外国人観光客の満足度向上を図るため、小売・飲食・宿泊などの事業者が行うインバウンド受け入れ環境の整備に要する経費の一部を補助します。

- ▶ **対象事業** 電子決済端末購入、無料Wi-Fi設置、多言語パンフレット作成など
- ▶ **補助対象経費と補助額** 対象事業に係る経費の2分の1（上限100万円）



注意

従来からキャッシュレス決済を導入していても、本事業の登録手続きを行わないと消費者還元は行われません。

## 回収しています！使用済み小型家電 **問** まちづくり支援課 ☎⑤6726

「燃えないごみ」として捨てられている小型家電には、貴金属やレアメタルなどの有用な金属が含まれています。市では、貴重な資源を再生利用するため、施設などに回収ボックスを設置し、使用済み小型家電を回収しています。ごみの減量と資源の有効活用のため、市民の皆さんのご協力をお願いします。

### 回収している小型家電の種類

※サイズ：12×30cm以下  
(回収ボックスに入る大きさ)

家庭で不要になった電子・電気機器

(例)



携帯電話



リモコン



デジタルカメラ



電気コード類

### 回収ボックス設置場所

- \* 市役所（本館・別館）
- \* 各コミュニティセンター（南・東・西）
- \* イオンスーパーセンター十和田店
- \* スーパーカケモ（西金崎店・三小通り店）
- \* 北里大学獣医学部 ※北里大学生のみ
- \* 市民文化センター
- \* ファミリープラザとわだ店
- \* ヤマヨ十和田店
- \* マックスバリュ北園店
- \* サンデー十和田店
- \* サンワドー十和田店

### 【回収ボックスを利用する際のお願い】

- ボックスへの投入は、各施設の開館時間内に限ります。
- 個人情報は消去してから投入してください。
- 電池、バッテリー類は火災の恐れがあるため取り除いてください。  
※電池は「燃えないごみ」に出してください。  
※小型式充電電池はまちづくり支援課で回収しています。
- 投入されたものは返却できません。